

岩手県選挙管理委員会行政文書管理規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

岩手県選挙管理委員会行政文書管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号）第10条第1項及び岩手県選挙管理委員会規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第1号）第22条の規定により、岩手県選挙管理委員会における行政文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この訓令において使用する用語は、行政文書管理規程（令和4年岩手県訓令第14号）において使用する用語の例による。

(行政文書の管理)

第3条 行政文書の管理については、この訓令に定めるもののほか、行政文書管理規程の規定の例による。

(行政文書の管理体制)

第4条 岩手県選挙管理委員会事務局に、行政文書の適正な管理を図るため、総括文書管理者を置き、書記長をもって充てる。

2 事務局（岩手県選挙管理委員会規程第17条に規定する事務局をいう。以下同じ。）及び出張所（同規程第18条第1項に規定する出張所をいう。以下同じ。）に、文書管理者及び文書管理主任を置き、文書管理者にあつては副書記長（出張所にあつては、所長）、文書管理主任にあつては総括文書管理者（出張所にあつては、文書管理者）が別に指定する者をもって充てる。

(行政文書の記号、番号等)

第5条 次の各号に掲げる行政文書には、当該各号に定める記号、番号等を記載しなければならない。ただし、法令の規定により記号、番号等について特に指定されているもの、辞令書、表彰状、契約書、書簡等及び慣例により記号、番号等を必要としないものは、この限りでない。

(1) 選挙管理委員会告示、選挙管理委員会訓令及び選挙管理委員会規程 選挙管理委員会名及び告示、訓令又は規程並びに事務局に備え付ける別に定める様式による令達番号簿による番号

(2) 一般文書 別表に掲げる記号及び電子決裁・文書管理システムにより付与される番号。ただし、軽易な事案に属する行政文書には、番号を記載しないで、号外として処理することができること。

(行政文書の施行者名)

第6条 行政文書は、委員長名により発信しなければならない。ただし、軽易なものについては、委員会名又は書記長名で発信することができる。

(保存期間)

第7条 文書管理者は、岩手県選挙管理委員会の会議に関する行政文書については、保存期間を30年と設定しなければならない。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

文書記号

所 属	記 号
事務局	岩選

岩手県選挙管理委員会事務局盛岡出張所	岩選盛
岩手県選挙管理委員会事務局県南出張所	岩選南
岩手県選挙管理委員会事務局大船渡出張所	岩選大
岩手県選挙管理委員会事務局釜石出張所	岩選釜
岩手県選挙管理委員会事務局宮古出張所	岩選宮
岩手県選挙管理委員会事務局久慈出張所	岩選久
岩手県選挙管理委員会事務局二戸出張所	岩選二